

海外市場休業日等によるお取引ができない日（2012年1月～12月）

【対象ファンド】

東京海上・新興国割安株ファンド（繰上償還条項付）

	お取引ができない日		お取引ができない日
1月		7月	2日、4日
2月	20日	8月	27日
3月	該当なし	9月	3日
4月	4日、6日、9日	10月	1日、2日、23日
5月	1日、7日、28日	11月	12日、22日
6月	4日、5日	12月	25日、26日

上記は2012年1月13日現在で、東京海上アセットマネジメント投信が該当市場等の休業日を基に作成したものです。

なお、休業日は変更されることがありますので、事前に販売会社にご確認ください。